

税務キヤッチ・アップ

相続税関係

特別寄与料に係る課税

1 特別の寄与

平成30年度民法改正により、特別の寄与（民法1050）という規定が創設され、令和元年7月1日から施行されている。

従前から寄与分（民法904の2）という規定が存在していたが、この規定の対象は相続人に限られるため、相続人以外の者が被相続人の療養看護などを行っていた場合には寄与分を請求することができなかつた。例えば、相続人である子の配偶者や被相続人に子がいる場合の兄弟姉妹などは、たとえ被相続人の療養看護に努めていても寄与分を請求することができなかつた。

このような取扱いは、療養看護を一切行わなかつた相続人が遺産を取得できるのに対し、療養看護を行った相続人以外の者が遺産を取得できないのは不公平ではないかという意見もあり、相続人以外の者であっても親族である場合に限って金銭の請求が認められる、特別の寄与の規定が制定された。

2 特別寄与料の請求

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（特別寄与者）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを請求することができる。この特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除し

た残額を超えることができないこととされている。

特別寄与料の支払いについては、特別寄与者と相続人との間で協議することとなるが、協議が調わない場合は家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6カ月を経過したとき、又は相続の開始から1年を経過したときは請求権を失うこととなる。

3 特別寄与料に係る課税

① 特別寄与者

特別寄与者が相続人から支払を受けた特別寄与料は、被相続人から遺贈により取得したものととして相続税が課税されることとなる。

また、特別寄与者は「被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者」であるため、相続税額が2割加算されることとなる。

② 特別寄与料を支払った相続人

相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額から控除することとなる。

なお、相続人が数人いる場合には、各相続人は特別寄与料の額に相続分を乗じた金額を負担することとなる。

4 申告

① 特別寄与者

特別寄与者は、支払いを受けべき特別寄与料の額が確定したことを知った日の翌日から10カ月以内に相続税の申告書を提

出しなければならない。

また、特別寄与料以外の財産を遺贈により取得し、既に申告期限までに相続税の申告書を提出している場合で特別寄与料の額が確定したときは、特別寄与料の額が確定したことを知った日の翌日から10カ月以内に修正申告書を提出しなければならない。

② 特別寄与料を支払った相続人

申告期限までに既に相続税の申告書を提出している場合には、特別寄与料の額が確定したことを知った日の翌日から4カ月以内に更正の請求をすることができる。

5 おわりに

特別寄与料は相続人以外の親族が相続人から支払いを受けるものであり、被相続人から相続又は遺贈により取得するものではない。したがって、本来は相続税の課税対象とならないものと考えられる。

しかし、特別寄与料はその支払が被相続人の死亡に起因し、その金額は遺産の額を限度とするなど被相続人の死亡と密接な関係を有している。このようなことから、特別寄与料を受け取った特別寄与者に対しては、みなし遺贈として相続税を課税し、特別寄与料を支払った相続人に対しては、特別寄与料の額を相続税の課税価格から控除するという取扱いとなった。

（右山研究グループ
税理士 星山 光雄）